

- 新型コロナ 免税⇔課税事業者、簡易⇔一般課税が可能に
- マスクの購入費用、PCR検査費用は医療費控除の対象？

所長メッセージ

2020年がコロナウイルスの蔓延する中で暮れていこうとしています。まさかこんな年になるうとは誰も予想ができなかったと思いますが、中国ではブルセラ属菌の感染者が6,000人超えているという報道もあります。また、毎年のように地震や台風などの自然災害などが各地を襲っています。今後も各種のウイルスの蔓延による経済停滞や自然災害が突然自社を襲う可能性があることを、私たちは常に頭に入れて事業経営していかなければならないのだと思います。

では、そういった状況に備え、私たちは平時に何を準備しておかなければならないのか。まずは、BCP（事業継続計画）の策定でしょう。BCPとは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。これを作っておくことにより、万一災害などに見舞われた時にも慌てず対応できるでしょう。さらには、**強靱な財務体質の会社**にしておくこと。こちらは時間がかかります。節税も大事ですが、税金を支払ってでも自己資本と現預金を蓄える。これを毎期継続することが大事なのだと思います。（浅野）

新型コロナ 免税⇔課税事業者、簡易課税⇔一般課税が可能に

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」では、これまでの災害があった場合の特例を踏まえ、消費税について次の2つの特例が設けられており、課税方式等の柔軟な変更が可能となっています。

（1）消費税の課税選択の変更に係る特例

納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間の一定の期間について、事業としての収入が前年の同時期と比べて概ね50%以上減少している事業者については、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又は選択をやめる）ことができる（**2年間の継続適用要件は適用されない**）。

（2）次の場合における納税義務の免除の制限を解除する特例

新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合

高額特定資産の仕入れ等を行った場合

高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合

なお、簡易課税制度についても、新型コロナの影響により、通常の業務体制の維持が難しく、事務処理能力が低下したこと、感染拡大防止のために緊急な課税仕入れが生じたこと、を要件に課税期間の開始後であっても、簡易課税制度を選択する（又は選択をやめる）ことができます。

例えば、免税事業者が感染拡大防止のために設備投資（テレワーク用PC購入やパーティション設置等）を行い、消費税の還付を受けるため課税事業者を選択するケースや、設備投資を予定しており当初課税事業者を選択したものの、収入が著しく減少したため設備投資ができなくなり、課税事業者の選択を取りやめる場合などが考えられます。また、消費税の簡易課税制度を選択している事業者（基準期間の課税売上高5,000万円以下）が、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少により、



一般課税に変更して消費税の還付を受けたいケースも考えられます。なお、**新型コロナの影響**による売上減少であることが前提であり、単なる売上減少では同特例の適用対象外となりますのでご注意ください。特例の適用を受けるための手続きやご相談は弊所または監査担当者までお気軽にご連絡ください。(大村)

マスクの購入費用、PCR検査費用は医療費控除の対象になりますか？

2020年も年末が近づいてきました。来年2月からの確定申告に向けて、医療費控除の申告をする方は、そろそろ今年分の医療費のレシートを整理する時期になってきました。

今年は、新型コロナウイルスの影響で、例年にはない治療や感染対策予防に関して支出をされた方も多くいらっしゃると思います。先日、お客様とお話をしていた際も「そういえば今年のマスク代って、医療費控除の対象になるのですか？」という質問が出ました。その点も踏まえ今回は「**医療費控除**」について確認していきたいと思います。

まず「**医療費控除**」について簡単にご説明しますと、1年間に多くの医療費を支払った場合(一般的には10万円超)に、その医療費の額の一定額の所得控除を受けることができる制度で、これによって所得税が一定額安くなります。制度の適用を受けたい場合はご自身で**確定申告をする必要**があります。また、1年間に10万円以上医療費はかかっていないという方でも、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)という制度を利用すれば、ドラッグストアなどで購入できる医薬品の購入額が年間1万2000円を超えた場合は、申告することができます。

では、今年必須ともいえる**マスク**ですが、医療費控除の「医療費」として当てはまるのでしょうか。答えは**医療費控除の対象とはなりません**。

国税庁のHPを見てみると、「新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取り扱い関係」というコーナーがあり、FAQが載っています。その理由は、医療費控除の対象となる医療費は、あくまでも「**治療**」のために必要な支出に限定されているからです。マスクは病気の感染「**予防**」を目的とするものなので、当てはまらないというわけです。つまり、「**治療**」ならOK、「**予防**」はNGという形で頭に入れておくと、イメージがつくでしょう。一時期話題になって品薄になった**うがい薬**や**アルコールの除菌シート**も医療費控除の**対象外**となりますし、それ以外にも「健康維持」を目的とするビタミン剤やサプリメントの購入費用も医療費控除の対象外となりますのでご注意ください。

また、**PCR検査**を受けた場合に医療費控除の対象となるのかどうか、という点も気になるところです。国税庁のHPによると、**医師等の判断で受けたPCR検査**の費用は**医療費控除の対象**となるとのこと。つまり、「治療」の一環ということで判断されるわけです。ただし自己負担部分に限るため、公費負担により行われる部分の金額は対象外となります

しかし、感染していないことを明らかにするために**自己の判断**で受けたPCR検査の費用は、**医療費控除の対象になりません**。ただし、自己の判断で受けたPCR検査の結果が「陽性」で、引き続き治療を行った場合には、その検査は治療に先立つ診察と同様に考えられるため、検査費用が医療費控除の対象となります。

医療費控除等の内容など分からないことがあれば、弊所担当者にご相談いただくか国税庁等のHPにも、詳細が記載されておりますので、是非ご活用ください！(小川)



ひとりごと

今年もあっという間に12月になってしまった感があります。12月といえば大掃除ですね。私は近年、11月から少しずつ掃除していくようにしていますが、今年は11月にキッチンのリフォームをして換気扇やコンロ回りなど大変な場所は省けるため随分気が楽です。とはいえ平日は仕事で土日には掃除もできませんので、計画的にやるようにして、ゆったりとした年末を迎えたいと思っています。そして、毎年年末ぎりぎりになってしまう年賀状も、今年こそは早めに投函できるようにしたいと思います！(中嶋)

